

## 【安全保障委員会】

### ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定等するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 俸給月額等の改定等

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の175とすること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の170とすること。
- 4 再任用職員に支給される令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の70等及び100分の50等とすること。
- 5 再任用職員に支給される令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の68.75等及び100分の48.75等とすること。
- 6 営外手当の月額を6,680円とすること。
- 7 一般職の国家公務員の例に準じて在宅勤務等手当を新設すること。

#### 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、一の1及び6の改正後の規定は、令和5年4月1日から適用すること。ただし、一の3、5及び7に関する規定は、令和6年4月1日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。